

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ手数料収納事務委託契約書【例】

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの使用者の利便を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法（以下「準用地方自治法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの手数料（以下単に「手数料」という。）の収納に関する事務について、次のとおり委託契約を締結する。

（事務の委託）

第1条 甲は、手数料の収納に関する事務の処理を乙に委託し、乙は、これを受託した。

2 甲は、前項の事務（以下「収納事務」という。）の処理に関し必要があると認めるときは、乙に対し、指示をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

（処理期間）

第2条 乙が収納事務を処理する期間（第18条及び第19条において「処理期間」という。）は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 収納事務の処理に対する委託料は、無償とする。

（従事者の配置）

第4条 乙は、収納事務を処理するために必要な従事者（以下単に「従事者」という。）を配置しなければならない。

2 乙は、従事者の名簿を甲に提出しなければならない。従事者に異動が生じたときも、同様とする。

（収納事務管理責任者）

第5条 乙は、収納事務管理責任者（以下単に「管理責任者」という。）を定め、その氏名を甲に通知しなければならない。管理責任者に異動が生じたときも、同様とする。

2 乙は、管理責任者をもって、収納事務の処理の管理及び収納事務の処理に関する甲との連絡に当たらせるものとする。

3 甲は、収納事務の処理に関する指示（この契約に定めるところにより甲が乙に対して行うものを除く。）は、管理責任者に対して行い、従事者に対し、直接これを行ってはならない。

（手数料の収納）

第6条 乙は、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例（平成9年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）第10条に定めるところにより、手数料の収納を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により手数料を収納したときは、所定の領収書に領収印（別記様式第○号）を押し、これを、当該手数料を納付した者に交付するものとする。

（収納した手数料の取扱い）

第7条 乙は、前条第1項の規定により収納した手数料を、当該手数料を収納した日の翌々日（この日が、甲の指定金融機関の営業日でない日（以下この項において「指定金融機関休業日」という。）に当たるときは、当該指定金融機関休業日後において当該指定金融機関休業日に最も近い甲の指定金融機関の営業日とする。）に、甲の指定金融機関に払い込まなければならない。

2 乙は、収入日計簿（別記様式第○号）により手数料の収納の実績を記録し、常に手数料の収納の状況を明らかにするとともに、収納した現金は、他の現金と区別しておかなければならない。

3 乙は、収納事務の処理に関して別に会計を設け、その経理を明らかにしておかなければならない。

（帳簿等の管理）

第8条 乙は、収納事務の処理に関する諸帳簿及び証拠書類（以下「帳簿等」という。）を常に整備しておかなければならない。

2 乙は、この契約の終了後5年間、帳簿等を保存しておかなければならない。

（報告及び確認）

第9条 乙は、毎月の収納事務の処理の状況を、その翌月の10日までに、手数料収入報告書（別記様式第○号）により甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容について確認を行うものとする。

（処理状況に関する報告等）

第10条 甲は、収納事務の処理に関し必要があると認めるときは、乙に対し、報告若しくは資料の提出若しくは提示を求め、実地に調査をし、又は帳簿等を検査することができる。この場合において、乙は、これに従い、及び協力しなければならない。

2 乙は、準用地方自治法第243条の2第8項の規定により鳥取県西部広域行政管理組合会計管理者が収納事務の状況を検査するときは、これに協力しなければならない。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、準用地方自治法第243条の2第5項後段の規定による鳥取県西部広域行政管理組合管理者の承認を受けた場合を除き、収納事務の全部又は一部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生ずる乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、準用地方自治法第243条の2第5項後段の規定による鳥取県西部広域行政管理組合管理者の承認を受けて第三者に委託する場合において当該委託に伴い譲渡する必要があるものを除く。

(秘密の保持)

第13条 乙は、収納事務の処理において知ることのできた甲の業務に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を含む一切の事項を第三者に漏らし、若しくは提供し、又は収納事務の処理以外の目的のために使用してはならない。この契約の終了後も、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、収納事務の処理に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正かつ厳重に管理するものとし、甲の提供する施設又はあらかじめ甲から承諾を得た場所（次項において「甲の施設等」という。）以外の場所に個人情報記録資料（個人情報が記録された文書、図画その他の資料をいう。以下この条において同じ。）を持ち出してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、やむを得ない理由により甲の施設等以外の場所に個人情報記録資料を持ち出す必要が生じたときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、前項の承諾をする場合には、乙が持ち出すことができる個人情報記録資料の範囲を定めるほか、乙において当該個人情報記録資料を厳重に管理することを条件に付するものとする。

4 乙は、収納事務を処理するために甲から個人情報記録資料を引き渡された場合には、当該引き渡された個人情報記録資料を複写し、又は複製してはならない。ただし、当該複写又は複製に関し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 乙は、前項の規定により引渡しを受けた個人情報記録資料を、収納事務の完了後、直ちに、甲に返還しなければならない。

- 6 乙は、収納事務を処理するために個人情報記録資料を自ら収集し、又は作成した場合には、収納事務の完了後、直ちに、当該個人情報記録資料を廃棄しなければならない。
- 7 甲は、乙に個人情報を取り扱わせる場合には、当該個人情報の安全な管理を図るため、乙に対し、当該個人情報の管理について、随時、必要な調査又は監督を行うことができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。
- 8 乙は、収納事務の処理に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷（以下この項において「事故」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとし、事故が生じたとき、又は事故が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、甲は、個人情報の保護に関し必要があると認めるときは、乙に対し、指示をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

（事故等の報告）

第15条 乙は、収納事務の処理に関して事故が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、収納した手数料に係る現金又は帳簿等を紛失したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第16条 甲又は乙は、その1か月前までに相手方に申し出ることにより、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、この契約を完全に履行しないとき、又はこの契約に違反したとき。

- (2) 収納事務を処理する者として不適当な事実があったとき。

- 3 乙は、前2項の規定によりこの契約を解除されたため損害を受けることがあっても、甲に対し、その賠償を請求することができない。

第17条 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であることが明らかになったときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、こ

の契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を雇用したとき。
 - (2) 暴力団員をその役員若しくは代表者又はその経営に事実上参加する者（非常勤の者を含む。）としたとき、その他その経営に参加させたとき。
 - (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対し金銭、物品その他の財産上の利益を与えたとき。
 - (4) 資金等の提供、便宜の供与等により、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (5) 前2号に定めるもののほか、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行ったとき、又はこれらと密接な関係を有することとなったとき。
 - (6) 代理、あっせん、仲介、交渉等のため、又は問題を解決するため、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
 - (7) 乙若しくは第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員と物品の製造、原材料の購入その他の業務（この契約の履行のためにするもの以外のものを含む。）に係る契約（収納事務の再委託等に係る契約を含む。）を締結したとき。
- 3 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当する行為を行った者を相手方として物品の製造、原材料の購入その他の業務に係る契約を締結したことが明らかになったときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、前3項の規定によりこの契約を解除されたため損害を受けることがあっても、甲に対し、その賠償を請求することができない。

第18条 第9条の規定は、処理期間の各月の中途において第16条第1項若しくは第2項又は前条第1項から第3項までの規定によりこの契約を解除した場合について準用する。この場合において、第9条第1項中「毎月」とあるのは「この契約が解除された日の属する月」と、「その翌月の10日までに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

（収納事務終了時における引継ぎ）

第19条 乙は、処理期間が満了したとき、又は第16条第1項若しくは第2項又は第17条第1項から第3項までの規定によりこの契約が解除されたときは、直ちに収納事務の一切を締め切り、甲の指定した日時及び場所において、その事務及び甲から交付を受けた帳簿、証票等を甲に引き継がなければならない。

（損害賠償）

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため若しくはこの契約に違反したため又は収納事務の処理に関して甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。従事者又は管理責任者が収納事務の処理に関して甲に損害を与えた場合も、同様とする。

2 乙又は従事者若しくは管理責任者が収納事務の処理に関して第三者に損害を与えた場合は、乙が、その損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合において、甲が当該第三者に対してその損害を賠償したときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償額（当該損害の発生につき甲の責めに帰すべき理由がある場合には、甲が自ら賠償の責めに任ずべき額を超える部分に限る。）について求償することができる。

（疑義等の決定）

第21条 収納事務の処理に関し、この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 米子市淀江町西原1129番地1
鳥取県西部広域行政管理組合
管理者

乙